令和９年４月１日採用予定
大阪市任期付職員（保育士）を募集します!!

☆申込方法について

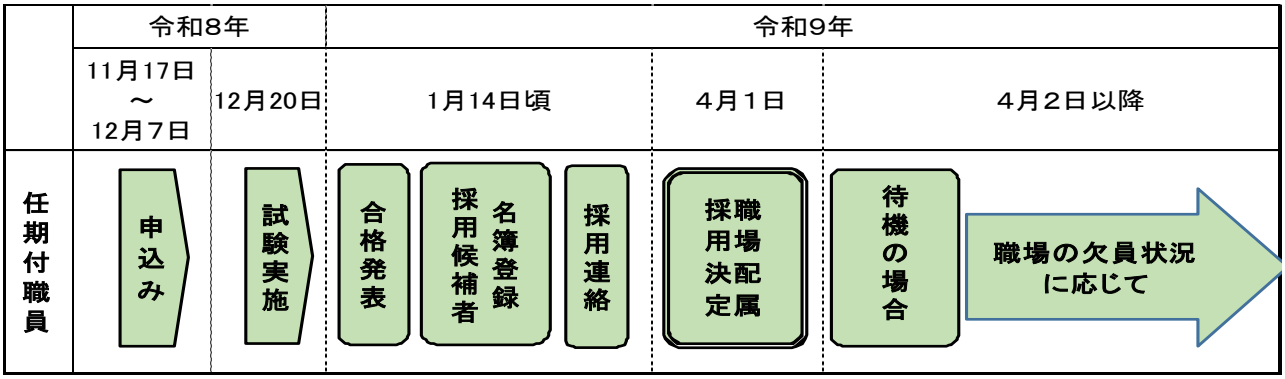
・行政オンラインシステムから申込みをしてください。
　※詳細は、裏面要綱の「５　申込方法」をご覧ください

☆任期付職員とは

・給与や勤務条件は、基本部分は本務職員に準じます。
・勤務場所は、大阪市内 42 カ所の公立保育所です。（令和９年４月１日予定）

☆申込みから採用まで

・採用予定人数　15 名程度を採用
・受　験　要　件　年齢制限はありません。また、保育士資格等は令和９年４月１日取得見込みを含みます。
・試 験 実 施 日　令和８年 12 月 20 日（日）
・任　用　期　間　令和 12 年３月 31 日まで（３年）
※令和 14 年３月 31 日まで更新する場合があります。
・合格者が採用人数を超えて待機中となった場合でも、令和 11 年４月１日までは欠員状況に応じて随時採用を行います。



※　詳細は、裏面の要綱をご確認ください。

大阪市任期付職員（保育士）採用試験実施要綱

令和８年 11 月 17 日

大阪市こども青少年局

本市では、セーフティーネットとしての公立保育所を適切に運営するため、クラス担当や障がいのあるこどもへの対応等を充実させることで職員が必要となることから、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第４条に基づく任期付職員（保育士）を次のとおり募集します。

１　公募内容等

【職務内容】　公立保育所における保育業務全般

【採用人員】　令和９年４月１日付け採用予定数　15 名程度(予定)

※この試験の合格者は「大阪市任期付職員(保育士)採用候補者名簿」〔以下『候補者名簿』という〕に登録されます。

【任用期間】　令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで（３年）

※本市が任用期間の延長が必要と認める場合、勤務状況の評価により令和 14 年３月 31 日までの範囲で任用期間を延長することがあります。

【勤務場所】　大阪市内にある 42 か所の公立保育所（令和９年４月１日予定）

※人事異動により勤務場所が変わることがあります。

２　応募資格（次の（１）と（２）を満たす方）

(1) 保育士資格を有する方又は採用予定日までに取得する見込みの方（大阪府における地域限定保育士資格又は国家戦略特別区域限定保育士資格を有する方を含む。）

(2) 地方公務員法第 16 条各号に該当しない者

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

ウ　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

３　試験日時・場所

【試験日時】　令和８年 12 月 20 日（日）午前９時 00 分集合（試験開始は午前９時 15 分予定）

【場　　所】　大阪市役所本庁（所在地：大阪市北区中之島１―３－20）

交通機関　・Osaka Metro 御堂筋線／京阪電車京阪本線「淀屋橋」下車 ①号出口北すぐ

・京阪電車中之島線「大江橋」下車 ⑥号出口東すぐ

４　選考方法（試験の方法・解答形式等）

【専門試験】　記述式による　　１時間　　（保育の基礎知識、保育実践力及び判断力等について）

【口述試験】　個別面接による　　15 分程度　（目安としての時間）

※口述試験の実施にかかる集合時間については、受験者ごとに異なりますので、詳細については後日交付する受験票にて確認してください。

【合格決定】　専門試験（配点 100 点）及び口述試験（配点 100 点）の合計得点により決定され、合計得点が一定点数以上の者を合格者とします。ただし、専門試験及び口述試験のいずれかが一定の基準に達していない場合は不合格となります。

【試験結果】　令和９年１月 14 日（木）頃に、全受験者本人に通知するほか、合格者の受験番号を本市ホームページ上に掲載します。

５　申込方法

次の１・２の手続きを行うことで申込みが完了しますので、各期限に気を付けて申し込んでください。

１　行政オンラインシステムで受付期間中に受験申込を行う。

受付期間　令和８年 11 月 17 日（火）午後１時から令和８年 12 月７日（月）午後５時まで

※行政オンラインシステムで「①申込書」と「②面接カード」をダウンロードし、それぞれＡ４白色用紙に片面印刷し、必要事項を記入する

２　ダウンロードした書類①・②と資格確認書類③を合わせて提出期限までに提出先に郵送する。

提出期限　令和８年 12 月９日（水）必着

① 大阪市任期付職員（保育士）採用試験申込書
② 面接カード
③ 保育士証等の資格が確認できるもの（※採用予定日までに取得見込みの場合は、「取得見込み証明書」等の取得見込みであることが確認できるもの）

提 出 先　〒530-8201　大阪市北区中之島１－３-20
大阪市こども青少年局企画部総務課(人事グループ)　宛て
※封筒の表に「一般職任期付職員(保育士)申込書在中」と朱書してください。

【受験票交付】受験票は、行政オンラインシステムにて交付します。令和８年 12 月 14 日（月）ごろ、ＰＤＦファイルでダウンロードできる状態になります。

「行政オンラインシステム」には、下記アドレス又はこちら➡
から入ることができますので、当試験を選択し申し込んでください。

https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home

※連絡が取れるメールアドレスをお持ちでない方や受験票を印刷できない方は、インターネットで申し込むことはできませんので、封筒の表に「一般職任期付職員(保育士)　申込用紙希望」と朱書し、角形２号の返信用封筒（Ａ４判のノートが入る大きさ・180 円切手〔速達の場合は 480 円切手〕貼付・郵便番号とあて先及び試験区分

明記）を同封し、令和８年 12 月１日（火）（必着）までに、大阪市こども青少年局企画部総務課人事グループ（〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20）まで申込用紙を請求してください。行政オンラインシステムによらず郵送で申し込まれる場合の申込書の受付期限は、令和８年 12 月７日（月）必着となります。

６　合格から採用まで

（１） 合格者は、試験の合計得点の高い順に「候補者名簿」に登録され、その登録順に基づき任用します。登録されても採用時期が令和９年４月２日以降になる場合や採用されない場合があります。なお、「候補者名簿」の登録期間は、令和 11 年４月１日までとなります。

（２） 採用決定（任用）するにあたり、当該名簿に登録された採用候補者に事前に連絡を行いますが、本人の都合により辞退された場合は、「候補者名簿」順位の最後尾に再登録となります。

（３） 合格後、あるいは『候補者名簿』に登録後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格・登録を取り消すことがあります。

（４） 保育士については、児童福祉法により、都道府県知事への保育士登録が必要ですので、登録手続きを行ってください。同法第 18 条の５に該当して保育士登録を受けられない場合は採用されません。
また、採用にあたっては、任命権者において、同法第 18 条の 20 の４第３項の規定に基づき、同条第１項のデータベース（保育士特定登録取消者管理システム）を活用することとし、児童生徒性暴力等を行ったことが判明した場合には採用されないことがあります。

（５） 国家戦略特別区域限定保育士については、国家戦略特別区域法により、都道府県知事への国家戦略特別区域限定保育士登録が必要ですので、登録手続きを行ってください。国家戦略特別区域法 12 条の 5 第 4 項各号に該当して保育士登録を受けられない場合は採用されません。

（６） 本業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等 事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています（特定性犯罪及び特定性犯罪事実該当者の内容は６ページ参照）。 このため、採用選考過程において、面接カード等により、特定性犯罪の前科の有無を確認する予定です。 なお、犯罪事実確認については、任命権者において行う予定です。

７　勤務条件等

【勤 務 日】 日曜日・祝日・年末年始、及び土曜日に相当する指定休日を除く、月曜日から土曜日まで

【勤務時間】 ９時 00 分から 17 時 30 分までを基本とし、７時 00 分から 19 時 45 分の間でローテーション勤務（勤務時間は 15 分刻みで設定）に従事していただきます。

《例》 ［通常勤務］9:00～17:30、［早出勤務］7:00～15:30、［遅出勤務］11:15～19:45

【休　　日】 ４週８休制を基本とし、日曜日・祝日・年末年始、及び土曜日に相当する指定休日

【休憩時間】　１日に 45 分間（ただし、勤務時間が８時間を超える場合　合計１時間）

【時間外勤務】必要に応じて従事していただきます。

【年次休暇】　毎年４月１日を基準とし、１年につき 20 日付与します。

（年度途中に任用される場合は、時期に応じた比例付与になります。）

【給 料 等】　初任給 月額 253,924 円（地域手当を含む。令和８年 11 月現在）

※初任給は、学歴や行政機関、民間企業等での実務経験等に応じて決定されます。

※その他、各種手当（扶養手当・住居手当・通勤手当・超過勤務手当）があります。

※勤務成績に応じて毎年昇給があります。

《前歴加算後の初任給例》

※週当たりの勤務時間が 38 時間 45 分以上のもの

保育所における保育業務従事の場合

在職年数	初任給
5年	260，304円
10年	269，700円
15年	279，560円

【期末勤勉手当・退職手当】　本市職員基準により支給します。

【そ の 他】 上記以外の勤務条件については、基本的に本市職員に準じたものになります。

８　試験結果の開示

試験の結果、不合格の場合には、次の要領で申し出ることにより成績をお知らせします。

総合順位及び総合得点(専門試験・口述試験)については、土・日・祝日を除く令和９年１月 15 日（金）から令和９年１月 21 日（木）までの間で（午前９時 00 分～正午、午後１時 00 分～午後５時 00 分)、大阪市こども青少年局企画部総務課内において開示しますので、受験者本人が身分を証明できる書類（顔写真の添付のあるもの：運転免許証、パスポート又は学生証等）を持参のうえ、口頭で申し出てください。

９　備　　考

（１） 点字受験を希望される場合は、一定の条件がありますので、申込前にこども青少年局企画部総務課まで必ずお問い合わせください。申込み後における点字による受験希望の申し出は受け付けられません。

（２） 車いすを使用されているなど、身体等の事情により、試験会場等に配慮を必要とされる方は、申込みの際にこども青少年局企画部総務課までお知らせください。

（３） この試験において提出された書類等は、受付後返却はしません。

（４） 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。

（５） 受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

（６） 地方公務員法第 22 条第１項の規定に基づき、任期付職員の採用は条件付となり、採用日から６か月に達した時点で、それまでの勤務状況等から判断して、正式採用の可否を決定します。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義） 第二条（略）

７ この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年 法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８ この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則 （改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２ 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪 又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号 に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホ に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の 規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に 関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防 止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

地方公務員法第 16 条（抜粋）

１ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

３ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

４ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを 主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験申込みにあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。 次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で受験申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第 4 条　職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第 8 条　市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2　職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- 勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- 勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- 勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- 入れ墨の施術を受けないこと

この試験についての問い合わせは下記まで

大阪市こども青少年局企画部総務課（市役所２階／電話：06-6208-8637）

＊試験当日の欠席の連絡は当日午前 9 時から午前 9 時 15 分の間にご連絡お願いいたします

〔試験会場案内図〕

※試験当日の出入り口は、矢印付近の正面玄関右手の時間外出入口のみとなります。
当日は入口付近に職員がおりますので、ご案内いたします。
他の入り口からは、入ることができませんのでご注意ください。

